

千葉県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

千葉県公安委員会規則第5号

千葉県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則

千葉県公安委員会文書管理規則（平成13年千葉県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号イを次のように改める。

イ 千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設を定める規則（平成13年千葉県規則第10号）に規定する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第2条第7号ウを削る。

第13条第2項第5号中「千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第22条第1項、第34条第1項又は第43条第1項」を「同法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に千葉県公安委員会文書管理規則（以下「規則」という。）第2条第4号に規定する職員（以下「職員」という。）が職務上作成した同条第7号に規定する電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして千葉県公安委員会が保有しているもの（改正前の規則第2条第7号ウに掲げるものに限る。）は、改正後の規則第2条第7号に規定する行政文書には含まないものとする。
- 施行日前に個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）附則第2項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があった改正前の規則第2条第7号に規定する行政文書を含む規則第12条第1項に規定する簿冊等については、改正後の規則第13条第2項第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による。